

第14次 海面区画漁業権免許状況一覧

(免許日:平成30年9月1日 存続期間:平成30年9月1日から令和5年8月31日まで)

振興局	漁場番号	漁業権者	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件	備考
オホーツク	雄 海区第1号	雄武漁業協同組合	第一種区画漁業	ほたてがいがい養殖業	1月1日から12月31日まで	紋別郡雄武町地先	別添漁場図のとおり	雄武町	(1)区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。 (2)養殖施設は、定置網漁業の漁場の区域から500メートル以上離して設置しなければならない。	
	興 海区第1号	沙留漁業協同組合	第一種区画漁業	ほたてがいがい養殖業	1月1日から12月31日まで	紋別郡興部町地先		興部町		
	紋 海区第1号	紋別漁業協同組合	第一種区画漁業	ほたてがいがい養殖業	1月1日から12月31日まで	紋別市地先		紋別市		
	網 海区第1号	網走漁業協同組合	第一種区画漁業	ほたてがいがい養殖業	1月1日から12月31日まで	網走市及び斜里郡小清水町地先		網走市及び小清水町字浜小清水		
	サロマ海区第1号	サロマ湖養殖漁業協同組合	第一種区画漁業	ほたてがいがい養殖業 かき養殖業 のり養殖業	1月1日から12月31日まで	紋別郡湧別町、常呂郡佐呂間町及び北見市常呂町地先		湧別町港町、曙町、緑町、栄町、錦町、川西、信部内、緑蔭、登栄床、東、福島、芭露、上芭露、東芭露、西芭露、志撫子、計呂地、佐呂間町及び北見市常呂町	ほたてがいがい養殖業にあつては、設置する養殖施設は、15,000台以内でなければならない。(幹綱100メートルをもって1台とする。)	
	能 海区第1号	西網走漁業協同組合	第一種区画漁業	ほたてがいがい養殖業	1月1日から12月31日まで	網走市地先		網走市字能取、字平和、字卯原内、字二見ヶ岡、能取港町、字美岬、駒場北4丁目、駒場南4丁目、潮見5丁目、潮見11丁目、鱒浦1丁目、鱒浦3丁目、台町2丁目、北10条西	国又は地方公共団体の行う河川工事に対し、正当な理由がなければこれを拒んではならない。	

区画漁業権免許漁場図

雄海区第1号

漁場の位置

紋別郡雄武町地先

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第1号 枝幸町と雄武町の境界線と最大高潮時海岸線との交点

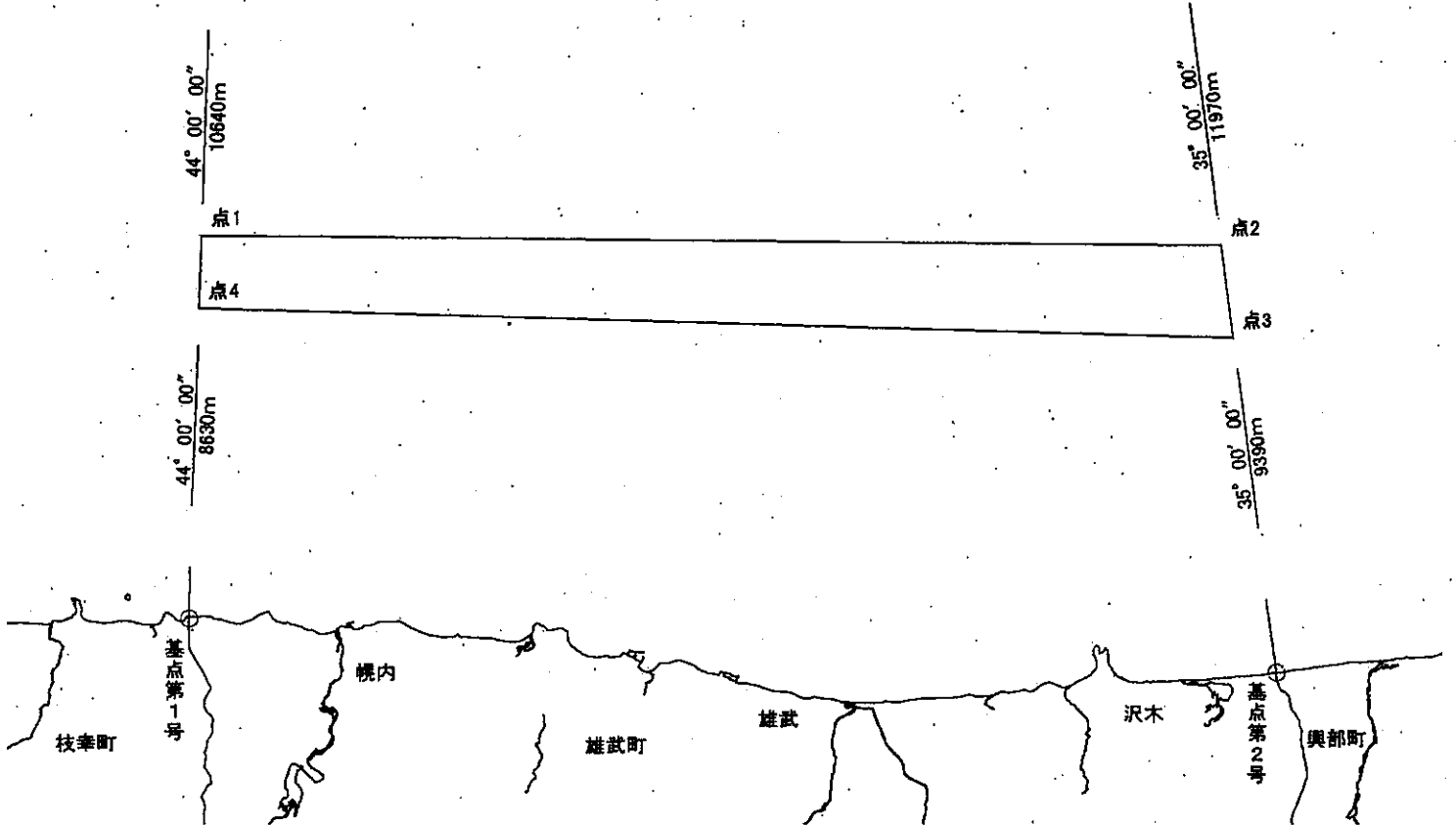
基点第2号 雄武町と興部町の境界線と最大高潮時海岸線との交点

点1 基点第1号から 44度00分00秒 10,640メートルの点

点2 基点第2号から 35度00分00秒 11,970メートルの点

点3 基点第2号から 35度00分00秒 9,390メートルの点

点4 基点第1号から 44度00分00秒 8,630メートルの点



区画漁業権免許漁場図

興海区第1号

漁場の位置

紋別郡興部町地先

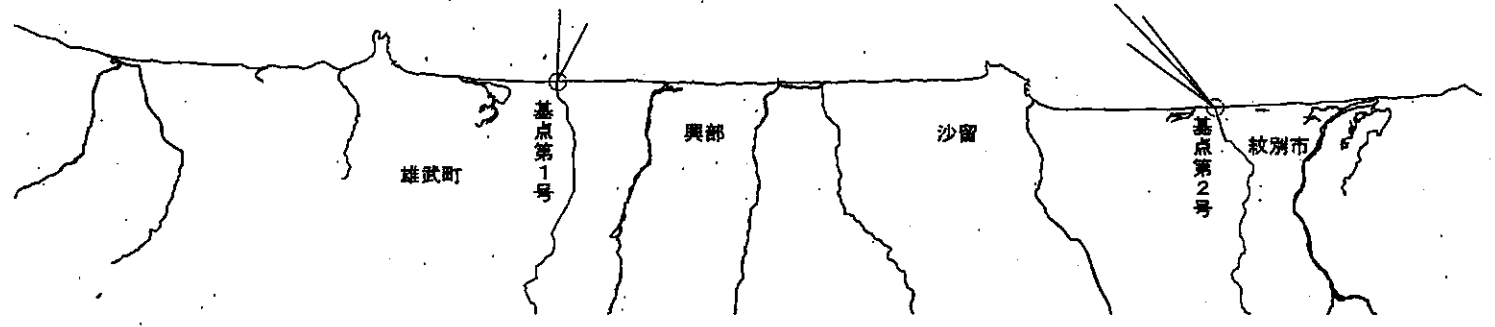
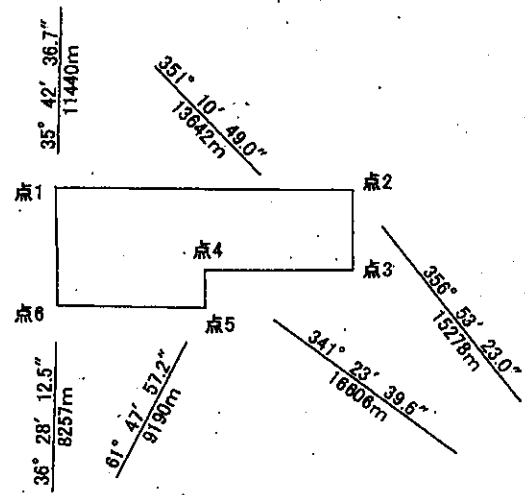
漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4、点5、点6及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第1号 雄武町と興部町の境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点第2号 興部町と紋別市の境界線と最大高潮時海岸線との交点

点1	基点第1号から	35度42分36.7秒	11,440メートルの点
点2	基点第2号から	356度53分23.0秒	15,278メートルの点
点3	基点第2号から	351度10分49.0秒	13,642メートルの点
点4	基点第2号から	341度23分39.6秒	16,606メートルの点
点5	基点第1号から	61度47分57.2秒	9,190メートルの点
点6	基点第1号から	36度28分12.5秒	8,257メートルの点



区画漁業権免許漁場図

紋海区第1号

漁場の位置

紋別市地先

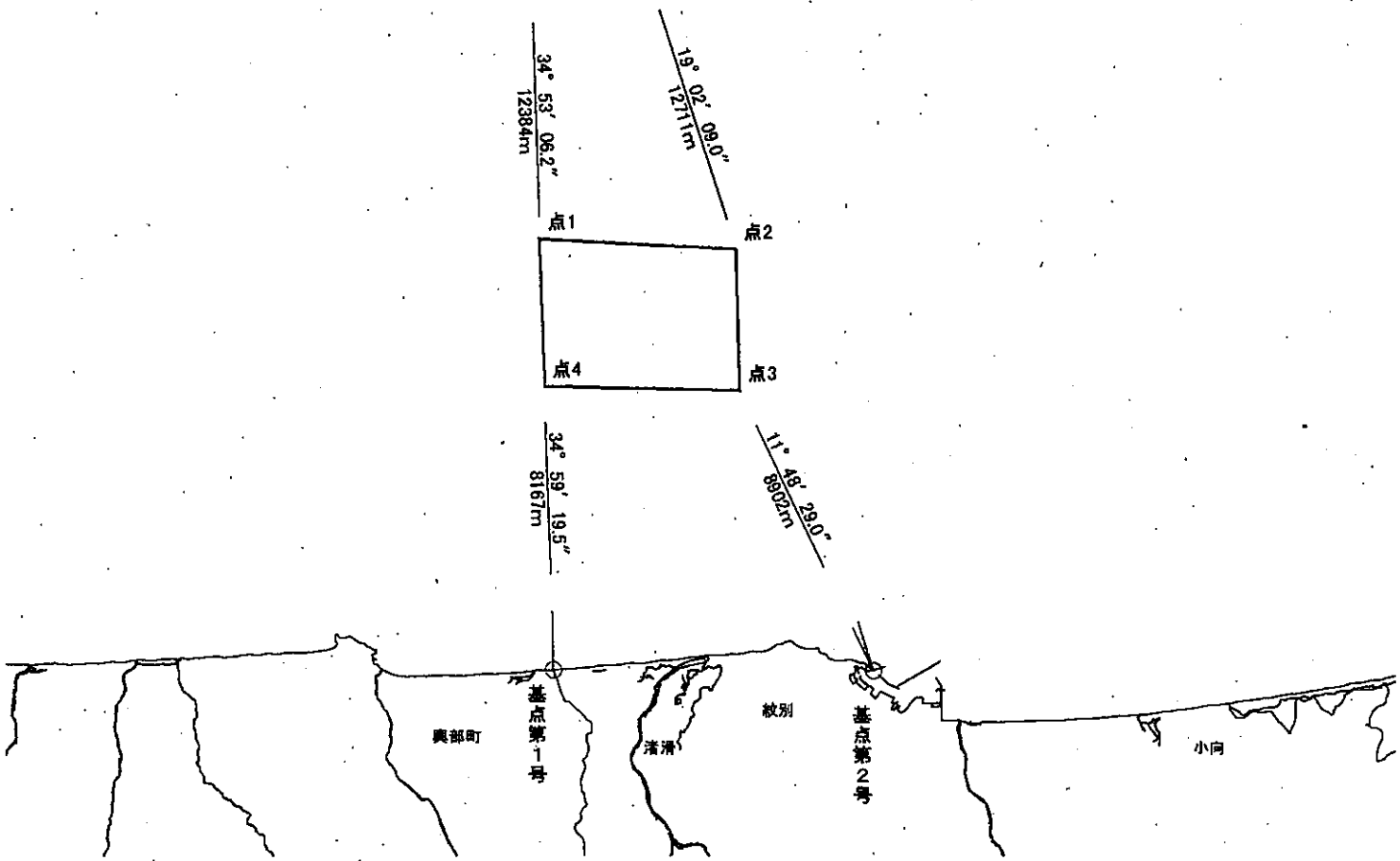
漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第1号 興部町と紋別市の境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点第2号 国土地理院三角点 岸壁

点1	基点第1号から	34度53分06.2秒	12,384メートルの点
点2	基点第2号から	19度02分09.0秒	12,711メートルの点
点3	基点第2号から	11度48分29.0秒	8,902メートルの点
点4	基点第1号から	34度59分19.5秒	8,167メートルの点



区画漁業権免許漁場図

網海区第1号

漁場の位置

網走市及び斜里郡小清水町地先

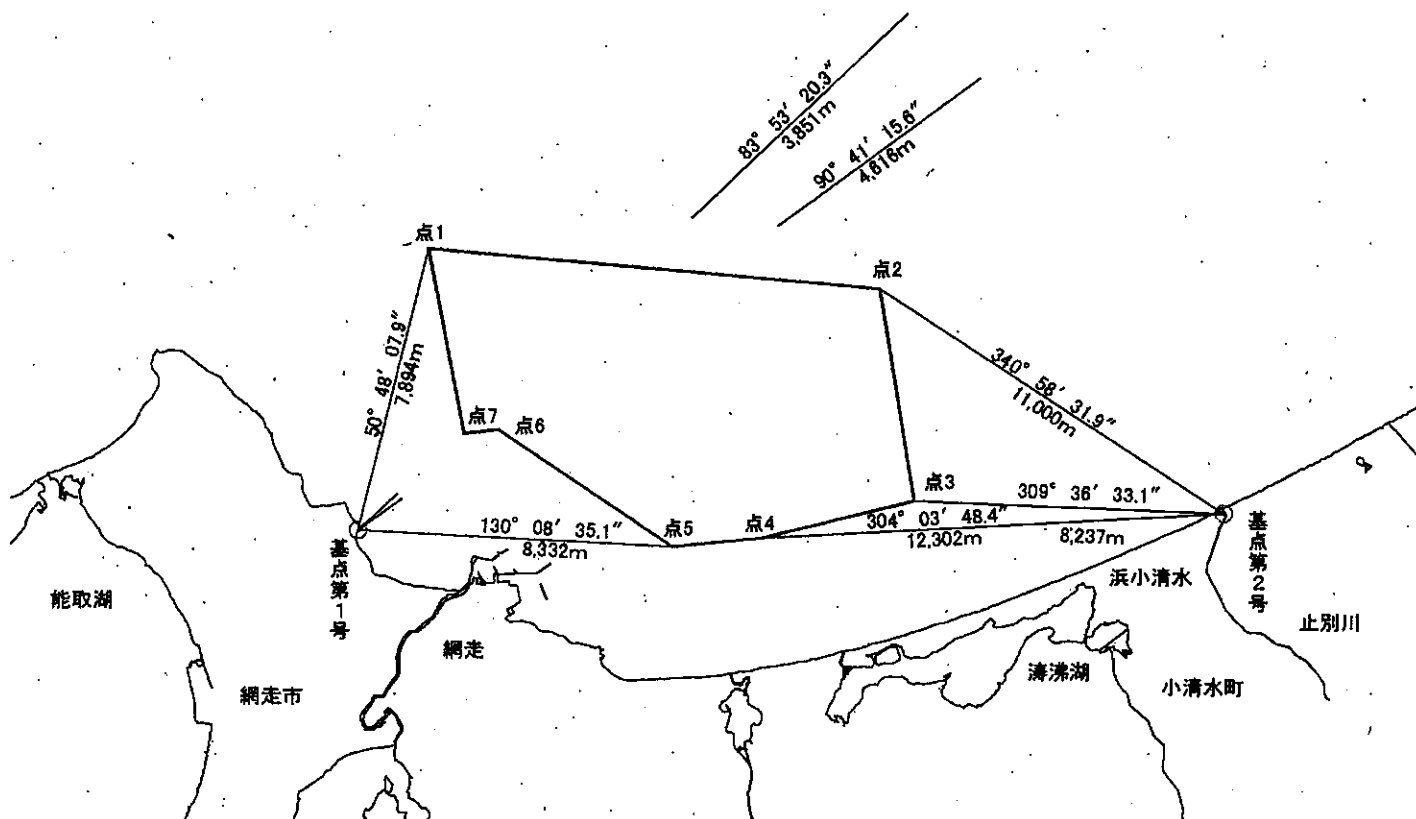
漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第1号 国土地理院三角点 二ツ岩

基点第2号 北海道水産林務部三角点 水T6から95度57分52秒
497.83メートルの点

点1	基点第1号から	50度48分07.9秒	7,894メートルの点
点2	基点第2号から	340度58分31.9秒	11,000メートルの点
点3	基点第2号から	309度36分33.1秒	8,237メートルの点
点4	基点第2号から	304度03分48.4秒	12,302メートルの点
点5	基点第1号から	130度08分35.1秒	8,332メートルの点
点6	基点第1号から	90度41分15.6秒	4,616メートルの点
点7	基点第1号から	83度53分20.3秒	3,851メートルの点



区画漁業権免許漁場図

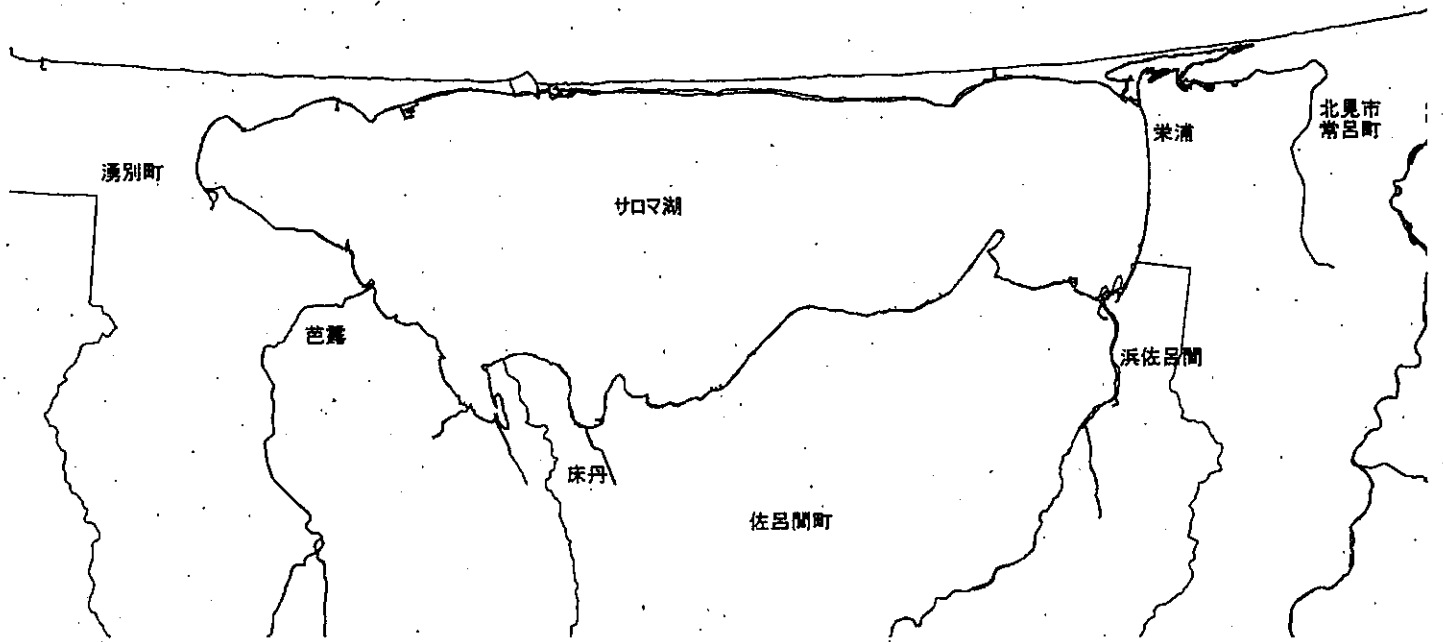
サロマ海区第1号

漁場の位置

紋別郡湧別町、常呂郡佐呂間町及び北見市常呂町地先

漁場の区域

サロマ湖の区域



区画漁業権免許漁場図

能海区第1号

漁場の位置

網走市地先

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4、点5、点6及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第1号 能取湖口西護岸南東端

点1	基点第1号から	198度 22分	1, 170メートルの点
点2	基点第1号から	176度 40分	2, 790メートルの点
点3	基点第1号から	181度 52分	5, 520メートルの点
点4	基点第1号から	198度 59分	8, 810メートルの点
点5	基点第1号から	216度 19分	10, 330メートルの点
点6	基点第1号から	239度 07分	5, 410メートルの点

